

研究開発税制、次に「ここ」が狙われる

参院議員政策秘書 岡田裕二

医薬品業界が備えるべき「知恵」

3月31日、15年度税制改正関連法案が成立した。法人実効税率の引き下げを盛り込み、消費税再増税の延期が正式に決定されたほか、研究開発税制についても「若干の修正」が行われた。

当初、財務省側から大幅な引き下げを要求されていたことを鑑みれば、本則の「総額型」で限度額30%から25%への引き下げが行われたものの、新たに拡充された「オープンイノベーション型」がその5%を補うかたちとなり、結果的には、運用次第で現状の30%を引き続き確保できる制度となつた。

政府と自民党の両税制調査会を巻き込んでの大論争となつた割に、ほぼ現状維持の決着となつたため、依然、財務省のうっばんは抜けきらないまま、16年度改正に含みを残す結果となつた。

医薬品業界は研究開発支出比率が高い業種だ。研究開発税制の見

直しの動向が経営に与える影響も大きい。そこで昨年の議論を振り返りながら、財務省がターゲットにしそうなポイントを探つてみた。

注視すべき「諸外国の例」

そもそも研究開発税制の見直しの前提として、租税特別措置とも呼ばれる「政策減税」全体の見直しがある。政策減税とは、政府が掲げる政策目的の実現のために特定の条件を満たした個人・企業に税負担の軽減もしくは加重を行う、本来は臨時のな減税措置である。

研究開発税制は政策減税のなかでも最大規模を誇り、13年度で約6240億円に及ぶ。これは、トヨタ自動車が黒字化したことや、トヨタ自動車が法人税額の2割から3割限度額が法人税額の2割から3割に引き上げられたことを受け、前年度の約3950億円から6割近く膨れ上がつた結果だ。

で税額控除の積み増しができる、「増加型」の拡充も行われた。財務省の国会答弁などによれば、金額の9割以上を大企業による適用が占める。共産党は、トヨタ1社で約1200億円もの減税の恩恵を受けているなど偏りがあると追及していた。

業種で見ても、8割超が医薬品を中心とする化学や機械工業といった製造業に偏重している。14年4月、政府税調の法人課税ディスカッショングループで、「租特（政策減税）はゼロベースでの見直しが必要」と明記されて以来、財務省はこの政策減税の全廃を目指してきた。

政府税調が指摘する「諸外国の例」を見ると、16年度以降、研究開発税制にどのようにメスが入れられるのか、十分推測できる。

表は主要国の研究開発減税の概要を比較したものだ。日本の場合、減税却費と外部委託費は100%、試験研究費に算入されるが、米国では減税却費は含まれず、外部委託費も総額の65%までしか算入できない。英国も減税却費は適用外で、外部委託費も委託先が限定されている。フランスは減税却費が75%まで認められ、外部委託費も200万ユーロまで含めることができるが、人件費が50%までしか算入できない。韓国も英

表 主要国の研究開発減税（筆者作成）

	日本	米国	英国	フランス	韓国
方式	税額控除	税額控除	所得控除	税額控除	税額控除
類型	総額型+a	増加型	総額型	総額型	総額型
規模	8~10%	基準超の20%	(税額控除で6.3%相当)	5%	3~4%
減価償却費	100%	0%	0%	75%	0%
外部委託費	一般 100%	0%	0%	0%	0%
外部委託機関	特定期間 100%	65%	100%	200万ユーロまで	100%
限度額	法人税額の25%+a	法人税額の75%	なし(中小法人は750万ユーロ)	なし(人件費は50%まで)	なし
繰越	※なし	20年(繰戻1年)	なし	3年	5年

*15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る諸外国の特徴を日本に当てはめると、考えられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補うことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。

またもうひとつ諸外国の制度で特徴的なのは、試験研究費に減価

却費の算入を認めていないこと

だ。日本が100%認めているのに対し、米国、英國、韓国といつ

た諸外国は計上を認めていない。

日本の試験研究費全体を見た場

合、外部委託費の占める割合は13%

%、減価償却費が6%（ともに13年）で、合計すれば試験研究費の

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

国と同様である。

国と同様である。

年と、考へられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補うことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。

またもうひとつ諸外国の制度で特徴的なのは、試験研究費に減価

却費の算入を認めていないこと

だ。日本が100%認めているの

に対し、米国、英國、韓国といつ

た諸外国は計上を認めていない。

日本の試験研究費全体を見た場

合、外部委託費の占める割合は13%

%、減価償却費が6%（ともに13年）で、合計すれば試験研究費の

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

法書では、研究開発税制について、「税率引下げに対応して大胆に縮小する試験研究費について、人件費、減価償却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべき」と明記された。

政府税調が指摘する「諸外国の例」を見ると、16年度以降、研究開発税制にどのようにメスが入れられるのか、十分推測できる。

表は主要国の研究開発減税の概要を比較したものだ。日本の場合、減価償却費と外部委託費は100%、試験研究費に算入されるが、米国では減価償却費は含まれず、外部委託費も総額の65%までしか算入できない。英国も減価償却費は適用外で、外部委託費も委託先が限定されている。フランスは減価却費が75%まで認められ、外部委託費も200万ユーロまで含めることができるが、人件費が50%までしか算入できない。韓国も英

国と同様である。

年と、考へられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補うことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。

またもうひとつ諸外国の制度で特徴的なのは、試験研究費に減価

却費の算入を認めていないこと

だ。日本が100%認めているの

に対し、米国、英國、韓国といつ

た諸外国は計上を認めていない。

日本の試験研究費全体を見た場

合、外部委託費の占める割合は13%

%、減価償却費が6%（ともに13年）で、合計すれば試験研究費の

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

法書では、研究開発税制について、「税率引下げに対応して大胆に縮

小する試験研究費について、人件費、減価

却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべき」と明記された。

政府税調が指摘する「諸外国の例」を見ると、16年度以降、研究開発税制にどのようにメスが入れられるのか、十分推測できる。

表は主要国の研究開発減税の概要を比較したものだ。日本の場合、減価償却費と外部委託費は100%、試験研究費に算入されるが、米国では減価償却費は含まれず、外部委託費も総額の65%までしか算入できない。英国も減価償却費は適用外で、外部委託費も委託先が限定されている。フランスは減価却費が75%まで認められ、外部委託費も200万ユーロまで含めることができるが、人件費が50%までしか算入できない。韓国も英

国と同様である。

年と、考へられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補すことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。

またもうひとつ諸外国の制度で特徴的なのは、試験研究費に減価

却費の算入を認めていないこと

だ。日本が100%認めているの

に対し、米国、英國、韓国といつ

た諸外国は計上を認めていない。

日本の試験研究費全体を見た場

合、外部委託費の占める割合は13%

%、減価償却費が6%（ともに13年）で、合計すれば試験研究費の

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

法書では、研究開発税制について、「税率引下げに対応して大胆に縮

小する試験研究費について、人件費、減価

却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべき」と明記された。

政府税調が指摘する「諸外国の例」を見ると、16年度以降、研究開発税制にどのようにメスが入れられるのか、十分推測できる。

表は主要国の研究開発減税の概要を比較したものだ。日本の場合、減価償却費と外部委託費は100%、試験研究費に算入されるが、米国では減価償却費は含まれず、外部委託費も総額の65%までしか算入できない。英国も減価償却費は適用外で、外部委託費も委託先が限定されている。フランスは減価却費が75%まで認められ、外部委託費も200万ユーロまで含めることができるが、人件費が50%までしか算入できない。韓国も英

国と同様である。

年と、考へられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補すことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。

またもうひとつ諸外国の制度で特徴的なのは、試験研究費に減価

却費の算入を認めていないこと

だ。日本が100%認めているの

に対し、米国、英國、韓国といつ

た諸外国は計上を認めていない。

日本の試験研究費全体を見た場

合、外部委託費の占める割合は13%

%、減価償却費が6%（ともに13年）で、合計すれば試験研究費の

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

法書では、研究開発税制について、「税率引下げに対応して大胆に縮

小する試験研究費について、人件費、減価

却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべき」と明記された。

政府税調が指摘する「諸外国の例」を見ると、16年度以降、研究開発税制にどのようにメスが入れられるのか、十分推測できる。

表は主要国の研究開発減税の概要を比較したものだ。日本の場合、減価償却費と外部委託費は100%、試験研究費に算入されるが、米国では減価償却費は含まれず、外部委託費も総額の65%までしか算入できない。英国も減価償却費は適用外で、外部委託費も委託先が限定されている。フランスは減価却費が75%まで認められ、外部委託費も200万ユーロまで含めができるが、人件費が50%までしか算入できない。韓国も英

国と同様である。

年と、考へられるのは外部委託費や減価償却費、人件費などの算入を制限することによる縮減だ。15年度改正是英國に倣い、税額控除超過額の繰り越しが撤廃された。全体の限度額については、25%の恒久設定としたため、この値をすぐに改めることは財務省にとって至難の業だ。注目すべきは、議論の最終段階で、「経済産業省+経団連連合」の強烈なアツシューで、才

※15年度税制改正により「1年」から「なし」に変更

る「オーブンイノベーション型」が削減分5%を補すことになつたことだ。

オーブンイノベーション型は、大学・特別試験研究機関などとの共同・委託研究などに限つて税額控除を認められるものだ。だが、英國や韓国が一般的な外部委託を試験研究費として認めていないのに倣つた制度とも言える。

恒久化された「25%」の数字を変えることができないとすると、今後財務省が的を絞るのは、その対象範囲である。英國や韓国のように外部委託がすべてオーブンイノベーションに限定されることになれば、事実上の「限度額引き下げ」で、外部委託費の割合が大きい医薬品業界に与えるダメージは大きい。